

米子市市道認定及び廃止基準施行細則

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この施行細則は、米子市市道認定及び廃止基準（平成25年4月1日制定。以下「認定等基準」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱い)

第2条 認定等基準第3条第6号に該当するものとして路線の認定を行う場合において、対象道路が私道であるときは、当該対象道路は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(1) 市長と管理に関する協議を経たものであること。ただし、築造の時から10年を経過したものについては、この限りでない。

(2) 開発許可の手引き（平成18年6月作成）に定める基準に準じて整備されたものであること。ただし、特別の理由により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 認定等基準第4条第1項第3号イに規定する「転回広場」は、開発許可の手引きに定める基準に適合するものでなければならない。

3 認定等基準第5条に規定する「幅員」には、^{のり}法面及び側溝を含まないものとする。ただし、側溝について、全線にわたって蓋が設置されており、交通の用に供されている場合は、幅員に含めるものとする。

4 認定等基準第6条第1号に規定する「舗装」は、アスファルト舗装又はこれと同等以上の舗装とする。

5 認定等基準第6条第4号に規定する「側溝」は、開発許可の手引きに定める基準に適合するものでなければならない。

6 認定等基準第6条第5号に規定する「隅切り」は、開発許可の手引きに定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、幅員が6メートル未満の対象道路について開発許可の手引き〔表3.8 道路隅切〕の規定を適用するときは、同表の図中L1は3メートルとし、L2は4メートルとし、L3は2メートルとする。

(申請)

第3条 認定等基準第8条第2項の規定による申請は、市道認定申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 寄附申込書（別記様式第2号）

(2) 登記原因証明情報兼登記承諾書（別記様式第3号）

(3) 占用物件調書（別記様式第4号）

(4) 位置図

(5) 平面図

(6) 公図

(7) 地積測量図

(8) 全部事項証明書

(9) 印鑑登録証明書

(10) 法人の場合にあつては、代表者事項証明書

(11) 写真

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別記

様式第1号（第3条関係）

市道認定申請書

年 月 日

米子市長 様

住 所
氏 名 ⑩
電 話

下記の道路について、路線の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 道路の所在地

起点（米子市 地先から）
終点（米子市 地先まで）

2 道路の現状

- (1) 延長（ m）、幅員（ m）
- (2) 接続路線名（ ～ ）
- (3) その他（ ）

3 申請理由

（ ）

寄 附 申 込 書

年 月 日

米子市長 様

住 所
氏 名

㊟

下記の物件を寄附することを申し込みます。

記

1 物件の表示

所 在	地 目	地 積 (㎡)		備 考

2 理 由
道路用地として

3 その他

登記原因証明情報兼登記承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者（甲） 米子市

義務者（乙）

(2) 不動産の表示

所在

地番

地目 公衆用道路

地積 m²

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し、 年 月 日、本件不動産を寄附しました。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転しました。

年 月 日 鳥取地方法務局米子支局

上記の登記原因のとおり相違ありません。

甲 住所 米子市加茂町一丁目1番地

氏名 米子市長

印

乙 住所

氏名

印

米子市が上記のとおり嘱託登記をすることを承諾します。

年 月 日

住所

氏名

印

様式第4号（第3条関係）

占 用 物 件 調 書

年 月 日

所在地 米子市 地内

位置 番号	占用物件	占用者	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 平面図に、位置番号を記入すること。